



金沢骨を守る会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「金沢骨を守る会」とする。

(目的)

第2条 本会は運動器（骨と関節）の健康を推進し、骨粗しょう症を含む骨と関節の病気とその予防・診断・治療の正しい理解を通して、会員が生活の質（クオリティー・オブ・ライフ；QOL）を豊かにし、健やかでより安心した生活をおくり、さらに、その知識の普及と啓発活動を行なうことを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 講演会
- (2) 「骨（疾患）」についての情報の提供
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 1. 本会の目的に賛成の者は、会員になることができる。

2. 本会は次の会員で構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会に対して寄付（1口 金5万円）をした者又は団体

(役員)

第5条 1. 本会は次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監事 1名

2. 本会は副代表、顧問およびアドバイザーを置くことができる。

(会費)

第6条 会費は、個人会員は無料とする。賛助会員については、第4条2(2)の通りとする。

(会計)

第7条 1. 予算および決算は、幹事会の議を経て、総会で報告するものとする。

2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し初年度は本会設立日から始まるものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、〒920-1181 石川県金沢市金川町ホ3番地 北陸大学薬学部内におく。



金沢骨を守る会

(会則の改正)

第9条 この会則の改正は幹事会の過半数の賛成でなされ、総会で報告する。

(細則)

第10条 本会則に定めるもののほか、本会運営に関して必要な事項については、細則により幹事会がこれを定める。

(附則)

平成21年10月1日 制定

平成24年 3月1日 改定

平成25年 7月1日 改定 (北陸大学骨を守る会より名称変更)